

令和3年6月21日

## 第6回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会



## 第6回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年6月21日（月） 午前9時01分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 〇〇〇〇〇 | 2 番  | 〇〇〇〇〇 | 3 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 4 番  | 〇〇〇〇〇 | 5 番  | 〇〇〇〇〇 | 6 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 7 番  | 〇〇〇〇〇 | 8 番  | 〇〇〇〇〇 | 9 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 10 番 | 〇〇〇〇〇 | 11 番 | 〇〇〇〇〇 | 12 番 | 〇〇〇〇〇 |
| 13 番 | 〇〇〇〇〇 | 14 番 | 〇〇〇〇〇 | 15 番 | 〇〇〇〇〇 |
| 16 番 | 〇〇〇〇〇 | 17 番 | 〇〇〇〇〇 | 18 番 | 〇〇〇〇〇 |
| 19 番 | 〇〇〇〇〇 | 委員   | 〇〇〇〇〇 | 委員   | 〇〇〇〇〇 |
| 委員   | 〇〇〇〇〇 |      |       |      |       |

4 欠席委員

5 議事録署名委員

4 番 〇〇〇〇〇 ， 5 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

|       |      |       |      |       |
|-------|------|-------|------|-------|
| 事務局   | 局長   | 〇〇〇〇〇 | 次長   | 〇〇〇〇〇 |
|       | 農地係長 | 〇〇〇〇〇 | 農政係長 | 〇〇〇〇〇 |
| 末吉分室  | 農地係長 | 〇〇〇〇〇 | 農地係  | 〇〇〇〇〇 |
| 大隅分室  | 農地係長 | 〇〇〇〇〇 | 農地係  | 〇〇〇〇〇 |
| 農林振興課 | 農政係  | 〇〇〇〇〇 |      |       |

7 閉会年月日

令和3年6月21日（月） 午前11時53分

## 令和3年第6回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

議案第47号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第48号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第49号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画  
の変更申請について

議案第50号 農地法第4条による許可申請について

議案第51号 農地法第5条による許可申請について

議案第52号 非農地証明願について

議案第53号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第54号 農用地等のあつせんについて

議案第55号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第56号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

#### (2) 報告第6号 合意解約等の報告

### 4 閉 会

令和3年第6回農業委員会総会

令和3年6月21日（月） 午前9時01分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。5月、6月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第6回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番〇〇〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第47号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第47号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉7号、土地の所在地が末吉町二之方下ノ段〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積3,637㎡です。渡人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇で、受人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましても、経営拡張で使用貸借の5年間です。他1件でございます。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉7号について、6月17日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲渡人と譲受人は、兄弟であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉8号について、6月6日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉8号は、甘藷を作付けされるという事ですが、何処に出荷されるのですか。お伺いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

出荷については、聞いておりません。議案第48号の末吉66号と末吉67号と一緒に作付けされるという事です。そこまでは、聞いておりません。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

畑を借りたり、買ったりする場合は、すぐ甘藷甘藷と言われますけど、霧島酒造は、新規で取らないので、そこあたりも考えて調査してもらった方が良いのではないのでしょうか。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 47 号農地法第 3 条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 48 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 2 ページになります。議案第 48 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 63 号、土地の所在地が末吉町二之方松ヶ平○○○○○他 2 筆、地目は全て畑で、合計面積 4,078 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、末吉町二之方の○○○○○で、譲受人は、都城市都原町の○○○○○です。理由につきましては、新規就農で贈与です。他 19 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 63 号・末吉 64 号について、6 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、親子関係です。受人の住所が都城市ですが申請地まで車で 20 分程で、営農に支障はないと思います。また、末吉 64 号は、対価が周辺の農地に比べて高額ですが、お互いの協議ですのでやむを得ないと思います。なお、受人は、転用の意思は全くないとの事でした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料・野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 65 号について、6 月 4 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件の中で、田んぼに B 判定の農地がありましたが、話を聞くと年 1 回は、除草剤を撒いて管理されているという事で、いずれ水稻を作付けされる予定という事で問題ないと思います。農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が 80 歳以上ですが、会社員の 31 歳の孫が、現在会社員で土手伝いをし、いずれ農地を譲るつもりという事ですので大丈夫だと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、イタリアンを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 66 号・末吉 67 号について、6 月 6 日に現地調査を行いましたので報告致します。受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 68 号について、6 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の

総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉69号について、6月17日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉70号については、受人と連絡が取れず調査が出来ませんでしたので、保留とさせて頂きたいと思います。7月の総会前までに調査をし、7月の総会で報告させて頂きたいと思います。続きまして、受理番号末吉71号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人が84歳と高齢ですが後継ぎもあり、田んぼが隣どおしにあり、渡人の方がどうしても手放したいという事で、今回、売買に至った経緯がありました。以上で調査報告を終わります。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉72号・末吉73号・末吉74号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告致します。受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、住所が都城市ですが申請地までは、車で7・8分で営農に支障ないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、新規就農で、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉75号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、渡人が死亡されておりまして、相続人より当時の取引状況が不明の為、相続人が土地代金については、要らないという事でした。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で2分程度で営農に支障はないものと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料米を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉76号について、6月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、これは、あっせんの案件でございます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅77号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、志布志市松山に居住ですが、通作距離は10分程ですので問題ないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 78 号について、6 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、花木のシキミを植え付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 79 号について、6 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。大隅 78 号と受人が一緒の為、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、花木のシキミを植え付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○ 9 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 80 号について、6 月 5 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には麦、田には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○ 3 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 81 号について、6 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○ 14 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 82 号について、6 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
(「はい」の声あり)

○ 3 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 72 号の補足説明資料の 13 ページですが、農作業に従事する人員と甘藷は、先程も言いましたが、霧島酒造に売却となっていますが、新規で認められたものかどうか伺います。それと末吉 75 号ですが飼料米を作付けし、自家消費するという事ですが、今まで実績があったのかどうか。今年の 3 月だったと思いますが始末書付きの転用を調査に行った時に、水田は、〇〇〇〇〇さんに耕作してもらっていたと話をされておりましたが、実際に自分で耕作されるのかどうか。解ったら教えてください。

○ 11 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 72 号について説明致します。〇〇〇〇〇さんは、現在、自動車修理工場を経営されていて、従業員 2 人を使っています。時間があるという事で、今回、新規就農されるという事です。都城市平塚町にお住まいの〇〇〇〇〇さんという方がいらっしゃって、営農指導をされて、機械等も借りるという事でした。なお、甘藷については、〇〇〇〇〇さんを通じて出荷されるという事で、おそらく霧島酒造に出荷出来るものと思います。なお、従業員 2 人と本人と奥さん 4 人でされるという事です。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 75 号については、〇〇〇〇〇委員が詳しいと思いますので〇〇〇〇〇委員の方で



よろしくお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 75 号ですが、ご指摘のとおり○○○○○さんは、養豚業を営んでいらっしやって、養豚場の豚舎の前が水田です。周りは、既に購入されておまして、昨年までは、○○○○○さんが飼料米を作っていました。水路が崩れて、水が来ないという事で、今年は、作らないという事でございます。水路の工事をしないと水が来ないという事です。この物件については、2 年程前に本人が亡くなっておまして、相続人がその当時の内容が解らないという事で、金額無しの所有権移転となったところです。昨年までは、○○○○○さんが飼料米を耕作されておりました。今年は、実際、水が来ないという事でとうもろこしを作付けされるという事でした。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 64 号について、質問致します。5 ページの補足資料を見ると、前私が調査した所だと思えますが、その調査時に 1,000 m<sup>2</sup>買われたと言われましたがそうじゃなかったのですか。事務局にお願いします。

○事務局 (○○○○○係長)

先月の分は、一般住宅を造るという事で 5 条で、今回は、3 条申請で、全部併せて 1,000 m<sup>2</sup>で 400 万という事です。申し訳ありません。

○10 番委員 (○○○○○)

参考までにですけど、末吉 67 号大隅 79 号財部 82 号と様々な価格ですが、日当たりとかどういう場所なのか参考にさせて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 66 号末吉 67 号は、住宅外でこの価格であろうと思います。

○2 番委員 (○○○○○)

現地は見えないのですか。

○5 番委員 (○○○○○)

現地を見てこの価格だろうなと思いました。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 78 号大隅 79 号は、○○○○○さんが受人ですが、シキミを植え付けされる訳ですが、だいたい 10 万円位だと思います。だんだん畑ではなく、周囲に農地もありますが、それぐらいだと思います。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 82 号ですが、受人は、大工をされておまして、3 年間は、転用出来ないと確認しました。間違いなくちゃんと田んぼを作りますとの事でした。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 48 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、受理番号末吉 70 号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 49 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請に

ついてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第49号について、ご説明致します。受理番号末吉36号、土地の所在地は、末吉町南之郷今前畑○○○○○他1筆、地目は全て畑で、合計面積1,639㎡です。申請人は、末吉町上町の○○○○○です。転用目的は、牛舎・堆肥舎・通路です。変更理由は、肉用牛飼育の為、申請地に牛舎・堆肥舎を建築し、通路を設置したいという事で、5条と同時申請です。変更区分については、用途変更です。他4件です。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（○○○○○）

受理番号末吉36号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が山林、北が牛舎であります。目的実現の確実性は、牛舎・堆肥舎・進入路・給排水管理施設を設置する具体的計画があり、確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積2,335㎡のうち1,639㎡に牛舎・堆肥舎・通路を設置するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路を設置し、放流し、汚水は、ノコズ吸着するもので適当と思います。被害防除につきましては、西側畑に対し2m、北側畑に対して30.4m離して建築するもので、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・堆肥舎・進入路・給排水管理施設を建築する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉37号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が原野、南が田、北が山林であります。目的実現の確実性は、資材置場を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、資材置場を設置する面積2,664㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、資材置場を設置する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

受理番号末吉38号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原口自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を経て畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、牛舎を設置する具体的計画があり実現確実と思われます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎2棟912㎡を設置する面積1,697㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、汚水は、オガクズ処理するもので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎を建築する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉39号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、前

田下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が道路、北が宅地であります。目的実現の確実性は、携帯電話無線基地局を設置する具体的計画があり、実現確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、携帯電話無線基地局を設置する面積 799 m<sup>2</sup>の内 4 m<sup>2</sup>は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、自然流下で問題ないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当し、携帯電話無線基地局を設置する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。今回の楽天モバイルの無線基地局の設置ですが、電柱にアンテナを上げて全長 4 m という事でございましたエリアについては、だいたい半径 500 m という事で、今後もエリア拡大に伴って増えてくる事案なのかと思っております。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○ 9 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 40 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上坂元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東西南北、田に囲まれております。目的実現の確実性は、編入許可後、水田地帯の一角を担うものとなり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、田 2 筆 2,322 m<sup>2</sup>を編入するもので、周囲を含めて 10 ha を超える集団性があり適当と思います。排水等については、雨水のみで問題ないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地に編入する事により、県営中山間地域農業農村整備事業の計画区域として、農業振興に資する事から、許可相当との意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○ 2 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 36 号について事務局に伺います。所有者と申請人は、義理の親子ですが無断転用があれば、それを是正してから売買等をするようにと指導がありましたが、こういう場合は、良いんですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

現時点では、受人を中心に考えておりますので、渡人に無断転用があっても問題にしてませんが、農地パトロールの時でも指導して頂ければと思います。

○ 2 番委員 (〇〇〇〇〇)

受人が、無断転用が無ければ良いという事ですな。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

良いという事ではありません。例えば、農地パトロール時に調査員が気付いているのであれば、指導はして頂きたいと思います。

○ 2 番委員 (〇〇〇〇〇)

もし名義が直らないとか、申請したいんだが出来ない場合は、子供であれば良いのですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

今回のこの申請の件ですか。これは、〇〇〇〇〇が申し上げたとおり、申請された方が無断転用が無ければ一応許可はするという事だろうと思います。しかしながら、もし所有者が無断転用があるならば、それは、別に指導をして頂きたいし、農地パトロールで担当の方が指導して頂きたい。農地パトロールの目的は、無断転用防止という事もありますのでちゃんと指導して頂きたいと思います。今回の申請の場合は、受け手中心で、受け手が申請したいという事ですので、無断転用が無ければ良いと思います。親子だろうが関係無いと思います。同居の場合は、駄目です。世帯が一緒であれば駄目という事だと思います。

○2番委員 (○○○○○)

これからもこのような案件が出てくると思いますのでしっかりとした基準をして頂きたいと思います。

○事務局 (○○○○○局長)

基準というよりも農地パトロールで皆さん方は、回っていらっしゃると思いますが、しっかり指導をして頂きたいと思います。前から言っておりますが、近いからとか知っているから言いにくいとかあると思います。今回のこのような形で、申請人に無断転用がある人が申請をした場合は、やはり、そこで是正をしていくという事が、一番やりやすいと思います。今までも農地パトロールをされて、知っているからこそ、無断転用の転用をしないといけないという指導は、中々難しいと思います。そこを踏まえて、こういう形でした方が、皆さん方もやりやすいと、私はそういうふうに思います。農地パトロール等で指導が出来れば一番良いと思いますのでよろしくお願い致します。

○2番委員 (○○○○○)

私は、今回土地を買いきたいという相談が来ましたが、無断転用があったら、そういう事は出来ませんよと指導しますが、子供達は、買えますよというふうに言って良いんですか。

○事務局 (○○○○○局長)

子供だったら良いですよと言うのは、言わない方が良いのかなと思います。とにかく、無断転用を是正する、無くしていくというのが基本ですので、抜け道みたいな事は、好ましくないのかなと思います。

○2番委員 (○○○○○)

子供だったら出来ますよと言って良いのか。言わないでおればすむ事だけ。聞かれたらどうするんですか。

○事務局 (○○○○○局長)

言わないで良い事であれば言わない方が良いと思います。悪い事をする訳ですから、無断転用があれば、こっちを直して下さいよとやはり伝えて頂きたいと思います。

○10番委員 (○○○○○)

局長が言われたとおり、農地パトロールを実施した上で、無断転用のところは、注意しなさいとの事ですが、畜産農家は、無断転用が多いです。立ち入る事も出来ないし、大体怒られます。無断転用なのかどうなのかは、市役所でないと解らないのかなと思います。うちらが、無断転用ですよと言っても向こうはやったつもりでいると。そこを農地パトロールで指導しなさいというのは、無理じゃないかなと思います。確認だけはできますけど。指導までは、まず無理だと思います。事務局の方から文書なり出してもらわないと無理だと思います。

○事務局 (○○○○○局長)

指導といいますか農地パトロールに行った時に農地に何か上物があれば、指導という言葉は厳しいかもしれませんが、ここの地目は畑だけど、建物が建っているけど、転用されたかどうかというぐらいは言えると思います。本人さんが転用してるよと言えば確認をすれば良い訳ですけど。そんなのは知らなかったという事もあると思います。

○10番委員 (○○○○○)

最近のは良いですよ。前からあるのが解らないんですよ。20年前とか30年前とかそこだけはなんとも言えない。

○事務局 (○○○○○局長)

一応、今から皆様方からの農地パトロールの結果を集計して、無断転用ではなかろうかという案件を担当の地区の皆様にお配りする予定でいますので、それを見て指導なり話をして頂きたい。勿論、事務局側からも文書を出すつもりでおりますが、データについては、皆様にもお渡し致しますのでよろしくお願い致します。

○13番委員 (○○○○○)

農地パトロールに行って、1箇所地図に白色があったので、事務局に聞いたらちゃんとそこは転

用しているとの事で、地図上に白色があっても、絶対白色だと確信が持てなくなって、そこは、事務局も確認をするようにお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

全て 100%正しいという訳ではありません。なぜかと申し上げますと、本人さんは、転用の申請をしました。しかし、登記を直していないという方も沢山いらっしゃいます。全てが無断転用であるとは思っておりません。無断転用のおそれがあると。申請をしているかどうかは、やんわりと聞いて頂きたいという事になろうかと思えます。ましてや、10 年以上経った転用申請案件は、データがありませんので、こちら、それが申請されたかどうかという事が把握出来ません。ですので、10 年以内までは、把握ができますけど、10 年以上経ったものについては、破棄いたしますので、無

断転用のおそれがあるという事で、充分気を付けて話をして頂きたいと思えます。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

農業委員さんや推進委員さん達に負担をお掛けすると思えます。出来る範囲は、して頂きたいと思えます。他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○12 番委員（〇〇〇〇〇〇）

図面で枠がありますよね。その枠に少しでもかかっているならば無断転用ですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

まずは、大きいものから解決させて頂きたいと思えます。順番的に出来れば良いのかなと思えます。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第 49 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外、用途変更、編入やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更、編入やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 50 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは 7 ページになります。議案第 50 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 12 号、土地の所在地が、末吉町深川柳井谷西〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積 1,717 m<sup>2</sup>です。申請人は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇で、転用目的は、牛舎・たばこ乾燥場・倉庫・車庫・堆肥舎・資材置場です。理由につきましては、昭和 35 年から平成 30 年にかけて、申請地に牛舎・倉庫・車庫・堆肥舎を建築し、たばこ乾燥場・資材置場を設置してしまいましたという事で始末書付きでござい

ます。農振区分は、外です。他 1 件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○11 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 12 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西

柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、始末書が添付されており確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、牛舎・倉庫等を設置する 243 m<sup>2</sup>は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下です。汚水は、オガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、隣接地と 3 m の緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請人は平成 13 年まで、たばこ農家でした。それから、畜産に変わり牛舎や資材倉庫や機械倉庫等を設置されております。申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、牛舎・倉庫等を建築する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

受理番号財部13号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田平自治会内にある農地で、平成30年11月に贈与された農地であり、取得後3年経過しておりません。したがって、調査結果の総合意見は、申請地は、取得後3年が経過しておらず曾於市農業委員会の内規に基づき保留とし、今年11月以降に再度申請してもらうようにとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

議案第 50 号農地法第 4 条による許可申請については、受理番号財部 13 号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ありませんので、本案は、受理番号財部 13 号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午前10時14分)

会議を再開致します。次に議案第51号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

それでは8ページになります。議案第51号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉58号土地の所在地が、末吉町南之郷憶〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積2,339㎡です。譲渡人は、末吉町諏訪方の二之宮浩で、譲受人は、大阪市北区の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は太陽光発電施設と駐車場で、理由につきましては、申請地に太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行いたいという事です。農振区分は、外です。他7件です。よろしくお願い致します。

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

受理番号末吉 58 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、檜自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑で非農地、西が畑で非農地、南が山林、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、残高証明書、経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○8番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

○11 番委員 (○○○○○)

○事務局 (○○○○○係長)



申し訳ありません。建築費が申請書によりますと 15,049,810 円で、その他が 1,250,190 円です。合計は、16,500,000 円です。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 51 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 52 号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、10 ページになります。議案第 52 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 15 号、土地の所在地が末吉町南之郷小麦迫○○○○○、地目は畑、面積 666 m<sup>2</sup>です。申請人は、末吉町南之郷の○○○○○で、経緯につきましては、平成 10 年 3 月頃に、倉庫 2 棟を建築してしまいましたという事で、始末書付きでございます。他 3 件でございます。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 15 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、6 月 10 日に行いました。申請地は、檜上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が宅地と畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、住宅等に囲まれており、農地がない為、影響はないと思います。名寄が無いという事で、国土地理院の平成 11 年の航空写真及び校区公民館長の証明が添付されており問題ないと思います。建築については、平成 10 年に建築されたもので、建築後 20 年以上が経過し、現在も利用されております。その他農地法上特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設に該当します。倉庫として 20 年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われる事から、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 16 号について、6 月 10 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、西柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を経て畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の東側は、道路を経て農地であります。排水等の流れ込みはなく宅地に囲まれており、農地がない為、影響ないと思われます。その他農地法上特に問題はあります。建物は、昭和 44 年に建てられたものであり、建築後 20 年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設に該当します。倉庫として 20 年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われる事から、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で報告を終わります。

○9 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 17 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、6 月 10 日に行いました。申請地は、おりた自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が道路を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、ないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請人は、平成 2 年頃に、豚舎管理棟等を建築し、30 年以上経過しており、始末書付きの追認となったものです。調査結果の総合意見は、申請地は、宅地として現在まで 30 年以上経過しており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見で一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 18 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、6 月 10 日に行いました。申請地は、西竹山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が道路、南が道路を挟んで工場、北が道路です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、隣接農地への影響は、ないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請人は、祖父が明治 40 年に住宅を建築しており、その後、継承した父が、昭和 51 年にさらに住宅を建築しており、今回、始末書添付による追認となったものです。調査結果の総合意見は、申請地は、現在まで住宅用として 45 年以上経過しており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見で一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 52 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 53 号農地の用途変更届についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、11 ページになります。議案第 53 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 4 号、土地の所在地が末吉町南之郷早馬東〇〇〇〇〇、地目は畑、面積 1,593 m<sup>2</sup>の内 108 m<sup>2</sup>です。申請人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇で、転用目的は、作業場兼倉庫です。他 3 件でございます。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 4 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、6 月 10 日に行いました。申請地は、南富田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、始末書が添付されていることから確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,593 m<sup>2</sup>に作業小屋 108 m<sup>2</sup>で、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、水路放流で問題ありません。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、転用目的が作業小屋です。設置により耕作が不能になる面積が 108 m<sup>2</sup>で、転用許可を要しない 200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇

○11 番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

○議長（○○○○○会長）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第54

号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは12ページになります。議案第54号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉61号、申出者が福岡県古賀市の○○○○○で、申出地の所在が末吉町二之方小牧段○○○○○、地目は畑、面積1,508㎡です。申出の内容は、売りたいです。他2件です。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉61については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅62については、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅63については、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○1番委員（○○○○○）

末吉29号は、打切でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉31号は、打切でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉33号は、継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉34号は、成立でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部35号は、継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉36号は、打切でお願いします。末吉38号も、打切でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉39号は、継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉40号は、継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉41号は、継続でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉42号43号は、継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉44号は、成立です。末吉45号は、継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

大隅46号は、継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅47号は、継続でお願いします。

○14番委員（○○○○○）

財部48号は、継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉49号は、成立でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

末吉50号は、成立でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉51号は、継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉 52 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 53 号 54 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 58 号は、継続でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 59 号 60 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上末吉 97・末吉 98・末吉 99・大隅 100・大隅 101・財部 102 再設定 10 年以上財部 124 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○4 番委員 (○○○○○)

この○○○○○さんは、○○○○○委員が 3 条で調査されて、作る気はないが買うんだという事で、会長、○○○○○委員、○○○○○委員、私で再度現地調査と本人の聞き取りをして、自分で作ると言われたその農地が入っているのではないですよ。ここ 1 年の話ですよ。

○11 番委員 (○○○○○)

おそらく 10 月頃だったと思いますが奥さんの方で売買だったと思います。以上です。

○13 番委員 (○○○○○)

先程の○○○○○局長の話じゃないですが、奥さんは同居なので、解約されてどのぐらい後で再度貸借契約できるのか伺いたいと思います。

○11 番委員 (○○○○○)

とにかく、売買契約の時以前に貸し借りをされていたという経緯がありますよね。どうしても高齢化して農地が売れないという状況でこのような事になった。皆様でご審議して頂きたいと思います。

○事務局 (○○○○○係長)

○○○○○さんの案件ですが、もめたという記憶があるのですが、当時の担当者の○○○○○からも相談があって、○○○○○さんが経営移譲の農業者年金受給者である為に、農地の取得は、経営移譲年金の停止になるという話はしました。その際に、どうしても購入しなければならないという事でしたので、私の方からは、中間管理を通して奥さんに貸し出す方法を同時にした方が

良いとアドバイスはしたところです。今回上がってきている〇〇〇〇〇〇さんの件は、経営移譲年金も停止になるという事も絡んでいるのかなと思います。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

再設定なので昨年奥さんが買われた時には、残っていたんですよね。1回解約したんですか。結局、奥さんの名義で畑を買いました。その時には、貸している畑があつてはいけなから貞俊さんで貸してある土地は、一端解約したという事ですよ。合意解約をしたという事は、買うんだから3年間は、貸せられませんよという事ですよ。それとも、買った土地だけを3年間貸せられませんよという事ですか。今まで貸していた土地を解約して、また、それを貸すという事は、良いという事ですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

今回は、経営移譲年金の関係で本人の財産にも関わりますので、通さざるを得ないと思いますが、これからは、農業者年金の受給世帯に対しては、その世帯が農地取得をする事は、許可しないという事と借りる事も許可しないという事でよろしいですか。もし農地取得したい場合は、農業者年金が停止になりますよと事務局側からちゃんと説明したいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただいま局長から説明があつたとおりでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第55号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規10年以上末吉97・末吉98・末吉99・大隅100・大隅101・財部102再設定10年以上財部124を除いて、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「〇〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第55号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規10年以上末吉97・末吉98・末吉99についてを議題と致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上吉 97・末吉 98・末吉 99 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上大隅 100・大隅 101 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上大隅 100・大隅 101 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 102 再設定 10 年以上財部 124 についてを議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 102 再設定 10 年以上財部 124 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席をお願いします。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 56 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 56 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

今までこの集計表を説明申し上げておりましたが、他の議案で議事が長くなりますので、今回からこの設定状況集計表については、お目通し頂き、説明については、省略させて頂きたいと思いますがどんなでしょうか。

(「はい」の声あり)

という事で今月から省略させて頂きます。お目通し頂いて、何かあった場合は、連絡頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に報告第 6 号合意解約等の報告については、総会資料の 35 ページから 42 ページですのでご覧下さい。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (〇〇〇〇〇)

合意解約について (取り消しについて)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○11 番委員 (〇〇〇〇〇)

ジャンボタニシについての記事について

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

事務連絡

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

現地調査の体制について

・ 4 つ程の提案



事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

市長への提言について  
全国農業新聞推進について  
農業者年金の推進について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和3年第6回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和3年6月21日（月） 午前11時53分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員